

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標に沿った生徒の育成を図るとともに、本校生徒の集団生活における決まりや、本校生徒としての心構えを定め、教職員の共通理解並びに共通実践ができることを目的とする。

第2章 服装・頭髪・装飾等

(制服等の着用)

第2条 生徒は、登下校時及び校内においては、特別な指示がある場合を除き、本校の制服を着用する。

2 怪我等特別な事情で制服を着用できない場合は、生徒指導部長の許可を得て、本校指定のジャージの着用を認める。

3 休業日の部活動による登下校時には、本校指定以外のジャージの着用を認める。

(ワイシャツ・ネクタイスタイルの制服について)

第3条 ワイシャツ・ネクタイスタイルの制服は次のように定める。

(1)ブレザー内には本校指定の長袖ワイシャツを着用すること。

(2)防寒として着用するカーディガン・セーター類は、落ち着いた色のものとする。

(3)カーディガン・セーター類は、本校指定のブレザーの内側に着用すること。

(ブラウス・リボンスタイルの制服について)

第4条 ブラウス・リボンスタイルの制服は次のように定める。

(1)ブレザー内には本校指定のベスト・ブラウスを着用すること。

(2)スカートの裾は膝～膝下10cmにあるものとし、その基準は身長・体型を考慮するものとする。

(3)スカートは裾を短くする等加工しないこと。また、ウエストを折り込んで着用しないこと。

(4)スカートの他、スラックスの着用を認める。

(5)防寒として着用するカーディガン・セーター類は、落ち着いた色のものとする。

(6)カーディガン・セーター類は、本校指定のブレザーの中及び指定のベストの上に着用すること。

(7)冬季はソックス・ハイソックス・ストッキングのいずれかを着用すること。ストッキングの色は黒・肌色とする。肌色のストッキングを着用する場合は、ソックスまたはハイソックスを併用すること。ただし、儀式的行事においては黒色ストッキングを着用すること。

(夏季制服期間)

第5条 夏季制服期間は原則として、前期中間考査から前期末までとする。ただし、天候状況等を勘案して変更する場合がある。

(ワイシャツ着用の夏季制服について)

第6条 夏季制服は、本校指定のワイシャツ及びポロシャツのみの着用を許可する。

(ブラウス着用の夏季制服について)

第7条 夏季制服は、本校指定のベスト・ブラウス及びポロシャツのみの着用を許可する。

(頭髪)

第8条 頭髪ではパーマ等の薬品や付け毛による加工及びそれに類した髪型、整髪料等の過度な使用については禁止とする。

(装飾等)

第9条 化粧、アクセサリ類（指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレット等）は禁止する。

第3章 生徒心得

(生徒心得)

第10条 本校生徒が安全・安心な学校生活を送るために、教職員の共通認識のもとに適切な指導を行うために、生徒心得を定める。

第4章 校外活動

(校外活動)

第11条 本校生徒が校外で活動する場合について、次により定める。

(1) 対外行事参加に関する規程

(2) 合宿に関する規程

(3) アルバイトに関する規程

(自動車免許取得承認規程)

第12条 本校生徒が自動車免許を取得する場合の手続き等については、自動車免許取得に関する規程により定める。

第5章 懲戒指導

(懲戒指導等の決定)

第13条 本校生徒の健全な育成を目的とし、生徒事故が発生した場合については、懲戒等指導等に関する規程により定める。

第6章 生徒会

(生徒会会則等)

第14条 本校生徒の自主的・自治的な活動を促すため、生徒会を組織し活動を促す。また、その活動について、次により定める。

(1) 生徒会会則

(2) 対外行事参加費等に関する規程

(3) 生徒会役員選挙に関する規程

(4) 生徒会会計に関する規程

第7章 その他

(申し合わせ)

第15条 この規程の運用に係ることについては、生徒指導部申し合わせ事項により定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

令和 4年4月1日一部改正

令和 5年5月19日一部改正